

軽油引取税に関する意見書

平成27年3月31日には、漁船に使用する軽油にかかる軽油引取税の免税措置の期限を迎えますが、コストに占める燃費のウェイトが極めて大きい漁業にとって、燃料価格の高騰によるコストの上昇に加え、軽油引取税の免税措置が廃止されることは、漁業経営にとって非常に厳しく深刻な状態に陥ることになりかねません。

したがって軽油引取税の免税措置の継続は不可欠な措置であります。よって、国、県においては、農水産業の経営の自立化、安定化を図る観点から、燃油税制に係る特例措置について存続されるよう、次の事項について強く要望する。

記

1. 農林漁業に使用する軽油に係る軽油引取税の免税措置を存続などすること。（恒久化）
2. 農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置について恒久化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月17日

静岡県伊豆市議会

内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
農林水産大臣	西川	公也	殿